

県営都市公園経営基本構想

平成26年7月

静岡県

公園緑地課

はじめに

1 対象とする県営都市公園

県では、全県レベルの大規模公園は、県が主体となった整備を、地域レベルの都市基幹公園は、県と市との協力により整備を進め、これら以外の住区基幹公園などは、市町村が主体となった整備を行うと位置づけており、地域バランスや施設の設置状況等に配慮しつつ、国民体育大会や国際園芸博覧会などの大規模イベント等の開催を踏まえて、7つの県営都市公園を設置してきた。

本構想の対象である県営都市公園は、次のとおりである。

公園名	所在地	開設面積	供用開始	都市計画決定種別
静岡県草薙総合運動場	静岡市	24.4ha	S38.4.16	運動公園
遠州灘海浜公園	浜松市	20.3ha	S63.10.9	総合公園
愛鷹広域公園	沼津市	19.4ha	H 1.7.16	運動公園
静岡県富士山こどもの国	富士市	94.5ha	H11.4.26	広域公園
小笠山総合運動公園	袋井市、掛川市	269.7ha	H13.5.10	広域公園
吉田公園	吉田町	14.3ha	H13.8. 1	総合公園
浜名湖ガーデンパーク	浜松市	56.0ha	H17.6. 5	広域公園

草薙総合運動場については、再整備後の予定面積を記載

参考：都市公園の種類(国営公園、緩衝緑地等を除く。)

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4ha を標準として配置。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置

広域公園、都市基幹公園(一部)を県で整備している。

2 県営都市公園経営基本構想について

県では、県営都市公園の効果的、効率的な運営を行うため、県営都市公園経営基本構想及びその下位計画である県営都市公園経営基本計画に従って、県営都市公園の運営を行ってきた。

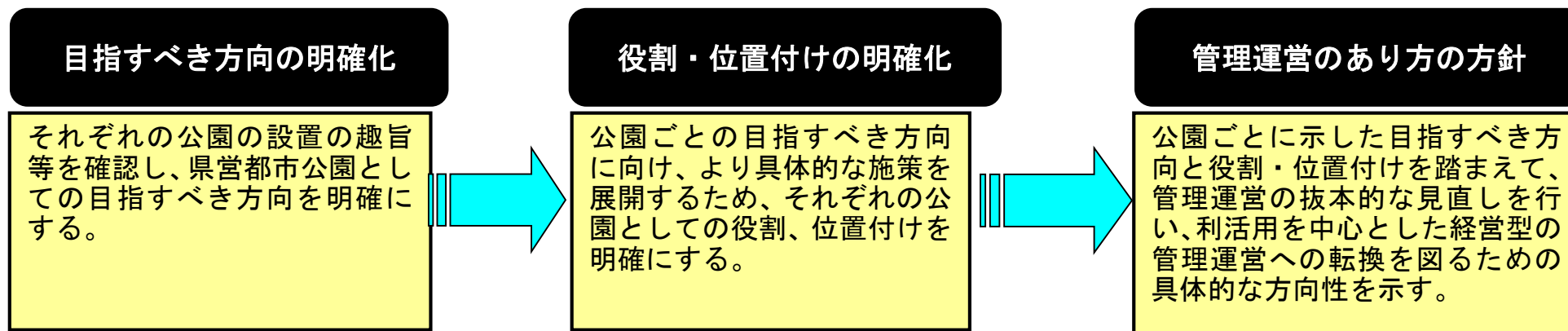
基本構想は、保守点検中心型の管理運営から利活用を中心とした経営型の管理運営への転換を図ることを目標に平成15年3月に策定され、「目的① 利用者満足度の向上」、「目的② 効率的で効果的な運営」という目的を定め、公園ごとに目的達成に向けた方向性を示し、民間活力の活用、外部評価制度の導入、利用料金制への移行等を提言した。

その下位計画である「県営都市公園経営基本計画」は、基本構想を実現していくための行動計画として、「パークマネジメント推進プラン」と呼称し、公園ごとに経営努力目標と具体的な戦略及び経営型の管理運営への転換を図るための推進方策を具体的に示し、第1期(計画期間:H15~H20)、第2期(計画期間:H21~H25)の期間中に、指定管理者の導入、外部評価制度の確立、利用料金制の導入を果たした。

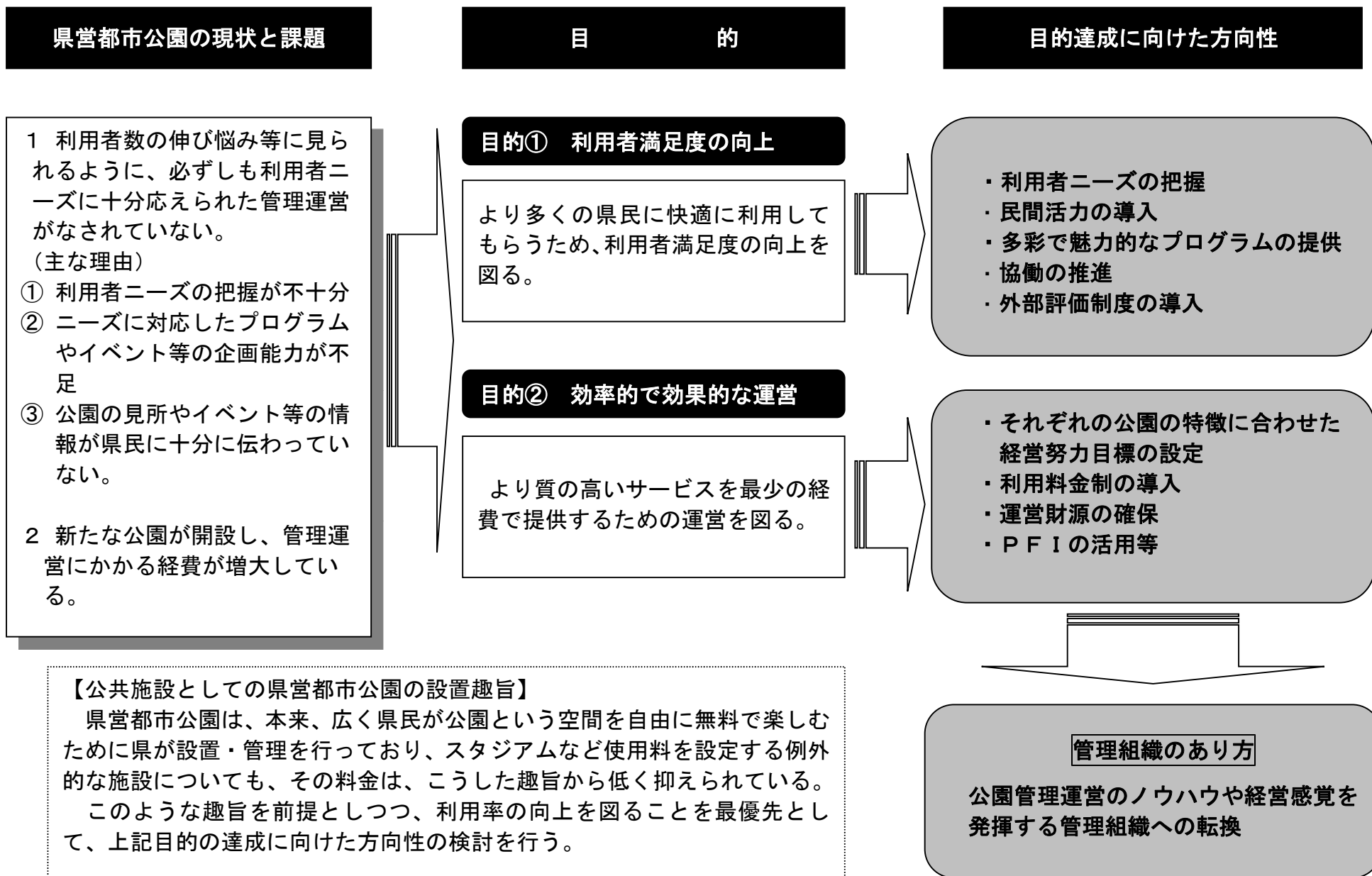
また、「戦略展開と具体的施策」を「パークマネジメントカルテ」の「戦略」、「機能」、「戦術」に記載し、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)によるマネジメントサイクルを実施することにより、計画の進行管理を行ってきた。

第2期の基本計画の計画期間が終了するため、次の5年間の計画期間とする第3期の基本計画を定めるにあたり、次期期間における目標を設定する必要があるが、県営都市公園経営基本構想の策定から10年が経過しており、この間に基本構想で提言され既に実現した事項や、新たな課題も出てきているため、第3期の基本計画の改定的前提となる基本構想について見直しを行った。

I 県営都市公園経営基本構想(平成15年3月策定)の方針

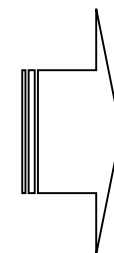


II 基本構想における利活用を中心とした経営型の管理運営への転換についての考え方



Ⅲ 構想における具体的施策の概要と第2期経営基本計画までの取り組み

目的達成に向けた方向性		提 言 内 容
利用者満足度の向上方策	利用者ニーズの把握	○地元団体や利用団体等を中心とした運営委員会の設置 ○定期的な利用者アンケートの実施
	民間活力の導入	○イベント企画や営業・広報部門への民間ノウハウの導入 ○経営マネジメント能力を有する人材の確保 ○イベント企画等におけるコンペの実行
	多彩で魅力的なプログラムの提供	○スポーツ振興と健康増進に寄与する公園利用プログラムの提供と外部イベントの誘致 ○自然環境の学習体制の充実と活用プログラムの提供 ○散策等、自然を楽しむ緑地空間(芝生空間、花壇、ベンチ等)の提供
	協働の推進	○地元をはじめとしたNPO、ボランティアによる公園運営への参加システムの構築 ○アダプトシステムの活用
	外部評価制度の導入	○外部評価委員会による公園経営に関するアドバイス
効率的で効果的な運営方策	経営努力目標の設定	○各公園の特徴に合わせた経営努力目標(利用率、利用者数、コスト削減目標等)の設定と目標水準の達成事項に基づく年次計画の策定
	利用料金制の導入	○利用料金制度(※)導入によるインセンティブの付与
	運営財源の確保	○常設看板、ネーミングライツの導入検討 ○駐車場の有料化の検討
	PFIの活用等	○PFI等導入による時代の要請に応じた、新たな施設設備等(エコミュージアム、レストラン等)の検討

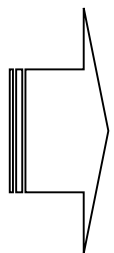


これまでの取り組み
※公園ごとの意見交換会実施中 アンケート実施中
指定管理者制度導入済
※実施中
※実施中
外部評価委員会設置済
経営努力目標を設定、管理中
利用料金制度導入済 (草薙総合運動場を除く)
未実施⇒検討中
※エコミュージアム、レストラン設置

※は、指定管理者において実施中

○管理組織のあり方

さらなる手段としての方向性	施 策 内 容
公園管理運営のノウハウや経営感覚を発揮する管理組織への転換	○経営的な視点と高度な施設運営ノウハウを有する人材の登用 ○公園緑地としての効果発揮を視野に入れたフレキシブルな利用の促進を図り、最もモチベーションの高い組織形態を検討



指定管理者制度導入による、民間活力導入

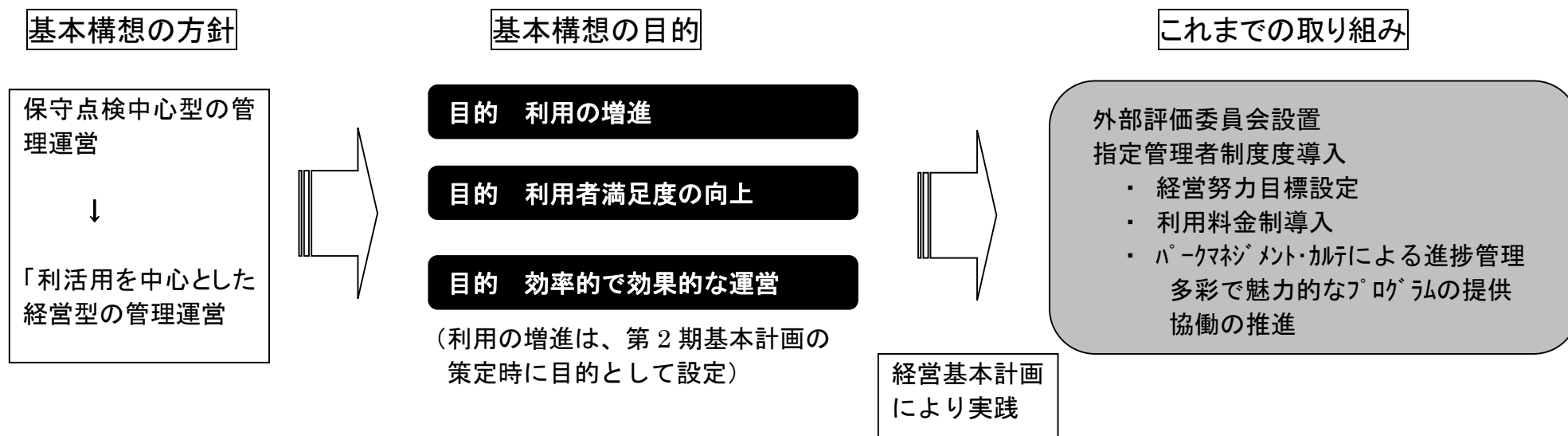
IV 第2期経営基本計画までの現状分析

1 指定管理者導入による成果

経営基本構想の目的である「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」については、指定管理者制度への移行により、利用者数の増加、利用者満足度の向上が図られたと同時に、公園の管理経費を大幅に抑制している。

経営努力目標となっている「年間利用者数」についても、1期、2期を通じて利用者数が大幅に増加しており、また、外部評価委員による各公園の外部評価結果でも、数年来、全公園でA(十分満足できる)と評価されている。

基本構想で目指していた「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」を目的とする「利活用を中心とした経営型の管理運営への転換」は、指定管理者制度の導入により、大きく進展した。



成果

利用者満足度	平成 17 年度	3.80	平成 25 年度	4.24 (0.44 ポイント上昇)
利用者数	平成 17 年度	270 万人	平成 24 年度	380 万人 (110 万人上昇)
管理経費(6 公園)	平成 16 年度	1,659 百万円	平成 24 年度	1,313 百万円 (346 百万円削減)
管理経費(浜名湖 GP)	平成 21 年度	344 百万円	平成 24 年度	287 百万円 (57 百万円削減)

2 第3期経営基本計画に向けての課題

1期、2期の基本計画期間を通じて、民間活力の導入が成果を上げる一方で、新たに公園の所有者である県と指定管理者の役割を明確にすることや、この間の公園を取り巻いている環境の変化に対応する必要性が生じている。

(1) 県と指定管理者の役割の明確化

基本構想の策定時は、指定管理者制度の導入前であるため、基本構想には、県と指定管理者の役割についての記載はない。基本計画の推進の過程で、県営都市公園の管理が指定管理者制度による管理に移行したことにより、現状では、県と指定管理者の役割は以下のとおりとなっており、具体的には、県と指定管理者との協定書の中で定めているが、役割の明確化が必要である。

ア 公園事業の運営における役割分担

- ・ 県は、それぞれの公園の設置目的を実現するために各公園ごとに経営基本計画を定め、戦略項目と機能、戦術(施策)を提示する。
- ・ 指定管理者は、応募時に、経営基本計画に沿って提案を行い、戦術の内容として具体的に実施する業務を提示し、実行する。
- ・ パークマネジメント・カルテには、県が経営基本計画に基づき、「戦略」、「機能」、「戦術」を、指定管理者が「具体的施策の内容」を記載し、マネジメントサイクルにより進捗管理を行う。

イ 施設の維持管理における役割分担

- ・ 県は、施設の維持管理基準を定め、指定管理者は基準に沿った維持管理を行う。
- ・ 日常業務の中で、施設・機器の異常や修繕、更新の必要が発見された場合には指定管理者が県に報告、定期的に修繕協議等を行い、優先順位の高い部分から、修繕や備品調達を行う。
- ・ 原則として、30万円以下の小規模な修繕は指定管理者、大規模な修繕は、設置者である県が行う。

(2) 施設の老朽化

基本構想は、新たな公園が開設されたことを受けて、管理経費が増大すること、収益性のある公園が出現したことを背景に策定されたが、基本構想策定時から10年、公園開設から、富士山こどもの国が15年、小笠山総合運動公園、吉田公園が12年経過し、老朽化が進行している。

施設や設備の補修のために指定管理者が実施する小規模修繕が多数発生しており、県が実施する修繕及び施設・設備の更新も限られた予算の中で効率的に実施することが必要となっている。

県では、維持管理コストの低減を図り最適な維持管理を行うため、平成15年度に「土木施設長寿命化行動方針」を、平成25年3月にこれを見直す形で「社会資本長寿命化行動方針」を策定し、施設の長寿命化の推進に取り組んでいる。公園部門においても、従来までの「事後保全型管理」から損傷が軽微な段階で修繕を行う「予防保全型管理」に転換することで、公園施設を適正に維持管理し、公園利用者の安全確保及び改築・更新費用などのライフサイクルコスト縮減、予算の平準化を図ることを目的として、平成22年度から23年度にかけて、「公園施設長寿命化計画」を策定した。

今後は、長寿命化計画に基づき、計画的に施設の維持補修を進めていくことが課題である。

(3) 公園経営を取り巻く環境の変化

平成15年の基本構想策定時以降の社会情勢の変化や技術進歩に対応して、公園の戦略、機能、戦術の見直しが必要となっている。

安全、安心志向の高まり …… 県営都市公園等の公的施設において、指定管理者制度に移行後に施設での死亡事故が発生、施設の安全管理が問われている。また、東日本大震災以降、安全に対する国民の要望の高まりが顕著である。

SNSの進行 …… フェイスブック、ツイッター、LINE等、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による情報発信という新たな広報手段が大きなウェイトを占め、主流となりつつある。

高齢期スポーツ、障害者スポーツ、ユニバーサルデザインの推進 …… 超高齢化社会の進行や、スポーツ基本法の成立により、生涯スポーツや障害者スポーツに対応することへの社会的要請が高まっている。

東京オリンピックの開催決定 …… 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、県として、県内のスポーツ施設等への合宿誘致やスポーツ産業の振興等に取り組む方針を示している。

その他 …… 域内人口の減少、スポーツ省の創設の動き、教育分野との協働等

- ・ 基本構想は民間活力の導入、P F I という新しい概念、ニーズにより策定された。指定管理者により、良くなっているが、10年経ったので、地方自治のあり方、パブリックという部分のところをどう評価するか見直す時期に来ている。
- ・ 基本構想のベースには、保守点検中心型の管理運営から、利活用を中心とした経営型の管理運営への転換という大目標があったが、最近、施設の老朽化に伴う様々な事象が起こってきている。「利活用を重視」だけではなく、施設の適切な維持管理のあり方、民間と行政の役割を見直し、その関係を整理することが必要。
- ・ 県営公園はすばらしい施設があるのにソフト力が欠けていることによって、上手に来場者に利用してもらっていない。広報とか情報発信も今後考えていただきたい。
- ・ 基本計画を見直す場合、環境変化をうまく取り入れて新しい計画をつくるということが重要。
(広報の世界…ソーシャルメディア、教育の世界…サービス・ラーニング、フィールドワーク 等)
- ・ 安心・安全のために公園がどのように使われるかという領域も、新しい環境変化の中で入れていくべきである。
- ・ 東京オリンピックの招致が決まり、選手の合宿等を取り込み、スポーツを通じた地域づくりには、公園が非常に大きな役割が果たせるので、そういう領域も、基本計画の中に織り込んでいくことを考慮する必要がある。
- ・ ユニバーサルデザインがレベルアップするには、オリンピックは良い機会である。障害者スポーツも市民スポーツと重なる部分は多いので、そういう方向性も、構想に織り込んでいくべきである。
- ・ 入場者数等は、域内の人口が減っていく中で、環境を鑑みて設定する必要がある。それぞれの公園の質を高めるような目標を、それぞれつけていくのが良い。

V 経営基本構想の見直し

第3期の基本計画を定めるにあたり、新たな課題やこれまでの公園を取り巻く環境の変化に対応するため、その前提である基本構想について見直しを行い、新たな方針や構想の目的を追加した。

1 基本構想の方針

利活用を中心とした経営型の管理運営

平成15年3月に策定した基本構想の方針である、「利活用を中心とした経営型の管理運営」への取り組みは、利用者数の増加、利用者満足度の向上、管理経費の抑制において、大きな成果を挙げており、今後の公園経営においても重要な柱であるため、継続して取り組んでいく。

施設の適正な維持管理

現在、建設後、10年から38年を経た施設が中心であり、各施設の老朽化に伴い、保守・修繕が増加しつつある。公園利用者の安全性確保及び改築・更新費用などのライフサイクルコスト縮減、予算の平準化を目的に、「県営都市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、施設の適切な維持管理・更新を実施していく。

安全・安心を目指した公園管理

公園の利活用を図ることや利用の増進、利用者満足度の向上を果たすためには、安全が確保され、利用者が安心して利用できる公園でなければならない。公共の施設運営は安全第一が基本であることを宣言し、施設の日常管理や運用面からも、安全・安心で快適な施設を利用者に提供することを目指していく。

2 基本構想の目的

平成15年3月に策定した基本構想では、第一に、より多くの県民に快適に利用してもらうための「利用者満足度の向上」を、第二に、より質の高いサービスを最少の経費で提供するための「効率的で効果的な運営」を目的として、経営型のシステムを公園の管理運営に導入する方針を示し、その後、基本計画の推進の過程で、「利用の増進」を目的に加えている。

今回、新たに基本構想の方針とした「施設の適正な維持管理」及び「安全安心を目指した公園管理」を具体化していくため、第3期基本計画に向けて、基本構想の目的に、公園利用者に安全・安心な公園施設を提供するための「安心・安全の確保」を加える。

3 県と指定管理者との役割

基本構想の目的及び各公園の設置目的を実現し、各公園がその役割を果たすための各公園の戦略、機能、戦術という具体的方策を基本計画で定めていくにあたり、指定管理者制度による公園管理において、施設所有者である県と施設の管理運営を行う指定管理者の役割を明確にする必要がある。

県は、各公園の経営方針を指定管理者応募時に提示し、指定管理者の事業計画のチェック、進捗管理を行い、指定管理者は、県の方針に基づき、業務を遂行する。それぞれの役割を果たすことで、基本構想の目的の達成を目指し、公園の設置目的を実現していく。

施設の維持管理の面では、県は、「県営都市公園施設長寿命化計画」に基づき、7つの県営都市公園を中長期手的な観点から、効率的に整備・維持補修していく方針を決定し、予算の範囲で適切に大規模な修繕や施設更新を執行する役割を担い、指定管理者は、小規模な日常的な修繕を実施するとともに、長寿命化の観点からの補修に努める役割を担い、公園の運営や施設の維持補修の方針を決定する県に対して、公園を直接管理している現場からの助言、フィードバックを行う。

また、これらの、県の指定管理者の業務の検証及び県の実施する施設の整備・修繕の業務の執行、指定管理者の日常の公園の管理業務、施設の維持補修及び県へのフィードバックの業務の執行するにあたって、協力して安全・安心を確保する役割を担う。

なお、公園の広報、PRや公園の魅力、イベント情報の発信を双方が行うことにより、公園の知名度向上及び利用促進を実現していく。

ア 県の役割

- ・各公園の経営方針の提示……………基本構想に基づき、公園の設置目的及びそれを実現するための方針の提示
各公園の経営努力目標及び経営基本計画の戦略、機能、戦術の提示
指定管理者の業務の検証
- ・各公園の整備方針の決定……………長寿命化計画に基づく中長期的な観点からの公園の整備・維持補修の方針の決定及び予算の確保
- ・施設、設備の整備、修繕等 ……長寿命化計画の推進及び資産価値の増加に当たる大規模な修繕や備品の調達
- ・安全・安心の提供……………上記業務の遂行をするにあたり、指定管理者と協力して安心安全な公園を利用者に提供
- ・公園の周知・PR……………関係機関、関係団体への広報、PR

イ 指定管理者の役割

- ・各公園の管理運営……………県が提示した経営努力目標の達成と、経営基本計画に沿った具体的な業務提案と実行
日常の公園維持管理業務(協定書における業務)及び県への定期報告
- ・施設、設備の修繕、補修……………小規模な予防保全及び資産価値の増加とまらない修繕、物品の調達
施設の修繕必要箇所、備品要望の県との協議
- ・施設運営上の助言 ……指定管理業務を通じて、公園の設置目的を実現するために必要である事項の県への提案・助言
- ・安全・安心の提供……………上記業務の遂行にあたり、県と協力して安心安全な公園を利用者に提供
- ・公園の魅力の発信……………各公園の魅力、イベント開催情報の発信

県の役割

経営基本計画の作成・推進

戦略、機能、戦術の提示
パークマネジメントカルテの進捗管理

業務仕様の指定

協定書、募集要項において業務仕様、管理水準を提示
事業計画の承認、業務内容の確認、指定管理者の指導

整備・維持補修方針の決定及び予算の確保及び執行

長寿命化計画の推進
公園施設の整備、大規模修繕等の資本的支出に当たる
整備・修繕(施設・設備の30万円以上の修繕)

安全・安心の提供

業務の遂行に当たり、指定管理者と協力して安全・安心な公園を利用者に提供

公園の周知・PR

県庁内の各課・関係部署、関係機関への広報、PR

指定管理者の役割

経営基本計画に沿った公園運営

戦術の具体的な業務内容をパークマネジメントカルテに記載し実行

協定書の業務水準の確保、応募時提案の実行

日常の施設管理、保守点検、植栽管理等を各基準に基づいて実施
応募時の提案書に記載した業務及び自主事業の実施

施設の維持修繕

維持費的な修繕(施設・設備の30万円以下の修繕)
必要な維持修繕や備品について県に報告、協議

指定管理者からの県への提言、フィードバック

安全・安心の提供

業務の遂行に当たり、県と協力して安全・安心な公園を利用者に提供

公園の魅力の発信

各公園の魅力、イベント開催情報の発信

4 公園ごとの設置目的、目指すべき方向

都市公園は、都市における緑の中核として、自然環境の保全、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、潤いのある都市景観の形成、防災機能の向上など様々な機能を有している。

本県の7つの県営都市公園は、それぞれ特色を有しており、平成15年3月に策定した基本構想においては、公園ごとに設置目的を確認したうえで、県営都市公園としての目指すべき方向、公園の役割・位置付けを明確にしている。

それぞれの公園の設置目的は、ほぼ恒久的なものであり、現在の方針を継続し、公園のビジョンである公園の役割、位置づけも基本的にはほぼ変わらないが、草薙総合運動場の再整備事業の実施、富士山の世界文化遺産登録や水の都づくり、花の都づくり等の県の方針を取り入れ、次のとおりとする。

都市公園名 (都市計画決定の種別)	公園の設置目的	役割、位置づけ
静岡県草薙総合運動場 (運動公園)	県中部地域のスポーツの拠点となるとともに、その立地、歴史を踏まえ、全県レベルの利用も視野に入れ、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。	○リニューアルされた後の野球場、体育館を活用して、スポーツ振興、地域振興の役割を果たす。 ○県中部地域を代表する競技施設、また、小笠山総合運動公園 エコパにない施設については、県の頂点となる施設としての役割を果たす。 ○市街地の中の憩いの場としての役割を果たす。
遠州灘海浜公園 (広域公園)	県西部地域における県民のスポーツ・レクリエーション需要に対応し、また、野鳥観察園等自然環境を生かした環境学習の場としての公園運営を目指す。	○県西部地域の代表的な球技場としての役割を果たす。 ○野鳥観察など自然とのふれあいを楽しむ機会を提供する。
愛鷹広域公園 (運動公園)	県東部地域を代表する野球場、多目的競技場を有する公園として、当地域のスポーツの拠点として、また、自然と親しむ場としての公園運営を目指す。	○県東部地域のスポーツの拠点としての役割を果たす。 ○公園内の自然環境を生かした活動により、環境保全・環境学習の場を提供する。

<p>静岡県富士山こどもの国 (広域公園)</p>	<p>次代を担う子ども達が、富士山麓の雄大な自然の中で、友達や家族と元気にのびのびと遊ぶことを通じて、生命の貴さや自然の豊かさを学び、夢や冒険心を育むことができる場として、また、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全県の子供達に対し、創造性が発揮できる自然の中の魅力ある遊び場や多彩なイベント、プログラムなどを提供する。 ○恵まれた自然環境を活かし、環境学習の拠点を目指す。 ○公園の利用・PRを通じて富士山の魅力を全国に発信する。
<p>小笠山総合運動公園 (広域公園)</p>	<p>ワールドカップサッカーや国体を開催したトップレベルの競技施設を活かして、「本県スポーツの殿堂」とするとともに、健康づくり、文化・レクリエーション及び自然と親しむ場としての公園運営を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スタジアム・アリーナ…「本県スポーツの殿堂」として、県の頂点となる競技を誘致、開催するとともに、コンサートをはじめとする大規模文化イベント会場としての利用も図る。 ○芝生広場、園地等…県民の健康増進やレクリエーションの場を提供する。 ○森林エリア…小笠山の豊かな自然との触れ合いを楽しむ機会を提供する。
<p>吉田公園 (総合公園)</p>	<p>花や緑に親しみながらレクリエーションや憩いの場として、誰もが安心して利用できる場を目指し、新しいスタイルの県民参加の公園運営を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○志太・榛原地域における憩いの場として位置付ける。 ○身近な花や緑に親しみ、気軽に園芸を学び参加できる場を提供する。 ○県民参加による公園の管理運営の場とする。
<p>浜名湖ガーデンパーク (広域公園)</p>	<p>浜名湖の恵まれた水辺環境や景観を生かし、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、浜名湖花博の資産を継承し、園芸や庭園等の文化の国内外に向けた発信・活動の場となる公園として、幅広い世代に愛される公園を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○多彩な花・緑・水・庭と触れ合う、憩い・やすらぎの場を提供し、花と緑のある暮らしの素晴らしさを伝える。 ○幅広い世代が楽しめるレクリエーションや人々の交流の場とする。 ○浜名湖の魅力の広域への発信の場としての役割を果たす。 ○県民参加による公園の管理運営の場とする。

5 マネジメント項目

経営基本構想の目的である「利用の増進」、「利用者満足度の向上」、「効率的で効果的な運営」、「安心・安全の確保」を実現し、各公園がその設置目的に沿った役割を果たしているかを統一した基準で評価するため、マネジメント項目を次の通りとし、経営基本計画に反映させる。

・公園の設置目的に沿ったイベント実施

公園ごと、その設置目的、立地、施設の種類によって、特色のあるイベントを開催しているかを評価する。

・地域連携、住民参加の推進

地域に開かれた公園運営を行うため住民参加を促し、また、周辺施設や団体との連携により公園の利便性を高め、地域の発展に貢献しているかを評価する。

・利用者サービスの向上

利用しやすい公園であるために、利用者に対するサービスを充実するとともに、マスメディア、情報誌、パンフレット発行の外、新たな手法も取り入れ、公園の魅力を発信しているかを評価する。

・安全・安心の提供

多くの人が安全に、安心して施設、園地を活用できるよう、リスクマネジメント、ユニバーサルデザインを推進しているかを評価する。